

港湾及び漁港・漁場工事における熱中症対策に資する 現場管理費の補正の試行要領

近年の夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、港湾及び漁港・漁場工事における工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行する。

記

1 対象工事

市全域で、主たる工種が屋外作業である港湾及び漁港・漁場工事を対象とする。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日とする。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間（準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計）とする（除外日を除く。）。

(3) 除外日

年末年始の6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間をいう。

(4) 計測期間

受発注者協議により、計測の対象として定めた期間（末日は、変更契約期間を考慮する。）とする（除外日を除く。）。

3 運用

(1) 計測方法

① 受発注者協議により、「計測期間」を設定する。

※ 協議が整わない場合は、現場管理費補正の対象外とする。

※ 工期延期の場合は、あらためて協議を行い、「計測期間」を設定する。

② 工事着手前に、受注者は、施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。

③ 計測は、最寄りの気象庁の気象観測所の「下関」または「八幡」の気温を用いる。

※ 下関の対象：門司区・小倉北区・小倉南区の工事

※ 八幡の対象：八幡東区・八幡西区・若松区・戸畑区の工事

(2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき計測結果の資料を提出する。

(3) 特記仕様書

この通知以降に起工する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。2 試行にあたっては、「港湾及び漁港・漁場工事における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（令和3年7月版）」に基づき行うものとする。（北九州市ホームページ参照） |
|---|

(4) 既契約工事における取り扱い

既契約中の工事においては、受発注者協議の結果、計測期間を定めた場合、指示票により、変更施工計画書（計測期間、気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載）の提出を求め、計測結果の報告を受けることにより補正することができる。

4 積算方法

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、計測期間中の日最高気温の状況に応じて補正率を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$\text{真夏日率} = \text{計測期間中の真夏日数} \div \text{工期}$
--

$\text{補正率} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} (= 1.2)$
--

※ 真夏日率、補正率とも小数点以下第3位四捨五入、2位止

(2) 現場管理費

$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} + \text{補正值}) + \text{補正率})$
--

5 適用

本通知は、平成31年4月1日以降の起工、かつ令和元年8月1日以降施工の工事（8月1日時点で施工中の工事を含む。）に適用する。

附則

この試行要領は、令和3年7月1日から施行し、設計書適用年版が令和3年7月基準の工事から適用する。